

## 1 議事日程

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 第1号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第6 第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例制定の件
- 第8 第4号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す  
る条例制定の件
- 第9 第5号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第10 一般質問

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 東野敏弘君
- 2番 原田久夫君
- 3番 石井雅彦君
- 4番 藤本一昭君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 足立吉継君

## 4 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市長	西村和平君
加東市長	安田正義君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	藤原広三君
加西市総務部危機管理課長	鈴木豊寿君
加東市防災課長	三木秀仁君
多可町生活安全課長	吉井三博君

消防本部

消防長	友藤豊造君
参事	石井満君
消防部長	東田幸策君
警防部長	和久井正人君
西脇消防署長	菅野敏行君
加西消防署長	飯尾昌弘君
加東消防署長	森脇浩君
総務課長	小西康夫君
企画財政課長	岩城雅史君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	小西康夫君
総務課課長補佐	藤本忠孝君
総務課主任	山口令君

○副議長（原田久夫君） 定刻の時間が参りましたので、第42回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、兵庫県は「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定され、このコロナ禍において議員各位、管理者以下執行者におかれましては、自らの感染防止に努められ、地域住民に対するいろいろな活動、業務に精励されておられますことに対し、深く感謝を申し上げます。

また、消防職員各位におかれましては、地域住民の安全・安心のため第一線の現場活動はもちろんのこと、火災予防等にも取り組んでいただいていることに、併せて感謝申し上げます。

本定例会に提出される議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第42回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙にもかかわらず、御出席をいただき、また日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますこと、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、北はりま消防管内において、昨年11月に8件、12月に6件、1月に4件、2月に入りましても既に12件と死傷者を伴う建物火災をはじめ、多数の火災が発生している状況です。このような状況を捉え、地域住民への呼びかけをはじめ、火災予防へのさらなる取組の強化に努めるとともに、火災発生の際には北はりま消防として万全の体制により、災害による被害の軽減に努めてまいりたいと存じております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては第6波の感染拡大が続き、1月25日に兵庫県は「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定されましたが、依然、感染力が強いオミクロン株が猛威を振るっている状況でございます。

ある日の新聞記事では、8時間以上も病院へ搬送できない搬送困難事例について掲載をされておりましたが、幸いにも当地域ではそのような事例は発生はしておりません。

しかしながら、コロナ陽性者やその疑いがある患者への出動件数は、1月中旬から増加してきている状況でございます。

消防職員のコロナワクチンの3回目接種が、昨年12月20日から開始され、ほとんどの職員が接種を終了している状況ですが、引き続き感染防止対策には万全を期して対応してまいりたいと存じます。

本日、私どもから提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり、補正予算

及び新年度予算、そして条例改正3件、合わせて5件の御審議をお願いするものでございます。慎重な御審議と適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（原田久夫君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後1時00分 開会

### 開 会 宣 言

○副議長（原田久夫君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第42回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、1番、4番、5番、8番議席の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

総務課長より報告させます。

小西総務課長。

○総務課長（小西康夫君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、報告を終わります。

○副議長（原田久夫君） 以上をもちまして、報告は終わります。

なお、本日、報道関係者が傍聴されており、写真撮影及び録音を許可しております。

これより日程に入ります。

### 日程第1 議長の選挙

○副議長（原田久夫君） 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（原田久夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(原田久夫君) 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、浅田康子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名いたしました、浅田康子議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(原田久夫君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、浅田康子議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました浅田康子議員が議場におられますので、本席から議長の当選告知をいたします。

浅田康子議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長(浅田康子君) ただいま、皆様方より御推挙いただきました、西脇市議会議員の浅田康子でございます。微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力を得ながら議会の運営に誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

議員各位、また理事者各位の御協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○副議長(原田久夫君) 議長の挨拶が終わりました。

以上で、議長の代理としての職務が終わりました。議員各位の御協力、ありがとうございます。

この後は、浅田議長にお任せいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時08分休憩

---

午後 1時09分開議

○議長(浅田康子君) ただいま、皆様方から御推挙いただきまして、議長の重責を担うこととなりました西脇市議会議員の浅田でございます。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいまより議長席をお預かりいたしますので、何とぞ、皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが議事に入ります。

日程第2 議席の指定

○議長(浅田康子君) 日程第2、議席の指定を行います。

今回、西脇市議会及び多可町議会におきまして、当組合議会議員の変更があり、新たに4名が選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により本職において指定いたします。

1番、東野敏弘議員、4番、藤本一昭議員、5番、私、浅田康子、8番、足立吉継議員を指定いたします。

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（浅田康子君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。

2番、原田久夫議員、3番、石井雅彦議員の両名を指名いたします。

### 日程第4 会期の決定

○議長（浅田康子君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第5 第1号議案

#### 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（浅田康子君） 次に、日程第5、第1号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 第1号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,017万9,000円を減額し、その総額を24億7,718万6,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、事項別明細書により補正予算の主な内容について説明申し上げます。

12ページを御覧ください。歳出です。

第1款議会費は、4,000円減額して42万4,000円に、第2款総務費は、79万7,000円減額して2,673万5,000円に、第3款消防費は、2,858万3,000円減額して21億4,804万8,000円に改めます。いずれも事務事業の確定によるものでございます。

続けて、16ページを御覧ください。

第4款公債費は、償還利率の確定により79万5,000円減額して2億9,797万

9, 000円に改めております。

次に歳入でございますが、10ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金は、3,502万円減額して23億8,078万3,000円に、第2款使用料及び手数料は、危険物許可申請等の手数料の増加を見込み1万6,000円増額して248万2,000円に、繰越金は、前年度繰越金が確定し880万円増額して1,438万1,000円に、諸収入は、42万5,000円増額して1,568万9,000円に、組合債は、事業費の減額に伴い440万円減額して6,070万円にそれぞれ改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算額の補正額は3,017万9,000円となり、収支の均衡を図った次第でございます。

なお、参考資料といたしまして、18ページから20ページに給与費明細書を添付しておりますので御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 自席でよろしいですか。

○議長（浅田康子君） 自席で結構です。

○7番（大畑一千代君） それでは、反対の立場で討論させていただきます。

私は、これまで負担金の在り方につきまして見直すべきということを主張してまいりました。一般質問も何回もさせていただきました。これまでは協議をしていただいていたわけでございますが、昨年10月の私の一般質問の答弁は、管理者のほうからは合意に至らなかったということでした。

その後、今後も協議を続けるのか、合意に至る可能性はあるのか等々、何回もお尋ねをいたしました。ただ合意に至らなかったを繰り返すだけでまともな答弁は一切いただけなかった。これ、会議録でございます。これピンクで塗っておるところ、これが合意に至らなかったという部分でございます。7回になります。それを繰り返された。全く、これは人をばかにした態度であり、気に入らなかつたら出て行けと言わんばかりのことでございました。

これまでは、負担金の見直しについて一縷の望みを持っておりましたが、完全にそれも断たれてしまった形でございます。こういう状態で、負担金を計算された今回の予算の補

正、これについては賛成することができません。反対しかございません。これだけ申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（浅田康子君） 賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、第1号議案 令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（浅田康子君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 第2号議案

### 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第6、第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして説明申し上げます。

次のページの要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に改正内容でございますが、第2条において引用する法律名を改め、第42条において引用する条項を改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

なお、新旧対照表を添付しておりますので御確認いただければと思います。

以上、第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第2号議案 北はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長(浅田康子君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第3号議案

北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(浅田康子君) 次に、日程第7、第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長(友藤豊造君) 第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして説明申し上げます。

次のページの要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

次に改正内容でございますが、第2条及び第19条において、育児休業と部分休業の取得要件の緩和を図り、第23条及び第24条を追加し、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置及び勤務環境の整備に関する措置について定めるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

なお、新旧対照表を添付しておりますので御確認いただければと思います

以上、第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浅田康子君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番(藤本一昭君) それでは、育児休業の条例改正についてお尋ねいたします。

この育児休業の制定、これは世の中の流れからすると当然至極でございますけれども、これを改正されるに当たりまして、改正していたらそれで事足りるというものではないと思うわけでございます。

それで、実効性ある取組がどのようなふうに取り組まれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） おっしゃるとおり、制度だけでは仕方がないと言われることかと思えます。当組合におきましては、次世代育成支援対策推進法及び女性職業生活における活躍推進に関する法律に基づいて、特定事業主行動計画というものを定めております。計画の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年を第2期の計画期間としております。そこで定めておる数値目標というのがございます。

まず1点は、採用課題に対する目標。これについては、令和8年度までに受験者総数に占める女性割合を8%以上にしましょうということが1点。それと、継続就業及び仕事と家庭の両立課題に対する目標というものを定めてございます。令和8年度までに男性職員の配偶者出産休暇取得率を100%にしましょう。それと、育児参加の休暇の取得割合を30%にしましょう。そういった目標を掲げております。それと併せて、長時間勤務に対する課題に対しても解決していこうという、そのような目標を掲げております。

目標を達成するための取組についてですけれども、まず継続就業及び仕事と家庭の両立課題に対する取組についてですけれども、まずは取りやすい環境を整備するということが第一かと思われれます。そういったところで、こういった制度の周知、それと該当者に対して管理職自らが助言及び調整、休暇を取得できるよう調整を図ろうということが1つの取組でございます。

それと育児休業というものが、令和3年度も1名の職員が取得しましたけれども、そういったときに必要な支援を実施していこう、そういう目標の取組を決めてございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

以上で、討論は終わります。

これより、第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 第4号議案

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第8、第4号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 第4号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして説明申し上げます。

次のページの要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、特殊勤務手当の支給範囲の見直しを図ろうとするものでございます。

次に改正内容でございますが、特殊勤務手当の種類に、救急救命士手当、機関員手当、高所作業手当、潜水作業手当を追加し、それに伴いまして文言を整理いたします。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

なお、新旧対照表を添付いたしておりますので御確認いただければと思います。

以上、第4号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） 特殊手当の創設について提案がございまして、それについて若干質問させていただきます。

新旧対照表の改正案の2ページ目の具体的な手当の料金が提示されておるわけですが、この料金について私は高い安いということは分かりませんが、一律的に1回2000円という算出について、どういった根拠でこの数字を提案されたかお聞きします。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 藤本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この提案につきましては、交付税が救急救命士手当については510円、そしてその他の出動手当については300円という交付税が国のほうから、構成市町のほうに交付されております。創設ということで、その金額を本当は要求したかったんですけど、今回、私のほうが提案させていただいたのは、その金額の3分の2を提示させていただきました。ということで、交付税の3分の2というこの金額を算定させていただいております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） 交付税の額から算定されたということでお聞きしたわけですが、今までも、今まで手当がなかったので支給されることについては、職員の皆さんのちよつとでも支えになるということではできるところでございますが、今後は3分の2を取りあえず交付税の分から算出されて交付されると思うわけですが、取りあえずこれでやられて、その後、状況を見ていろんな手当についても御検討いただけるものと思いますが、その辺についての準備条件といいますか、御希望というか今後の展開をお聞きます。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 一応、今回、創設ということで北はりま消防組合発足後、約11年というときになります。また、今後この特殊勤務手当のほうを支給して運用していった状況を確認しまして、またいろんな特殊に該当するような勤務等がございましたら、そういうところでもできれば追加ということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

ほか、ありませんか

原田議員。

○2番（原田久夫君） 特殊勤務手当の4項目について、確認をしておきたいと思えます。

救急救命士手当につきましては、救命士の救命処置に関わる者に対して支給するということだと解釈をしました。それで、救急出動をした場合のこの機関員手当は救急出動すればその救急も機関員手当が出ると、しかし、ここの特定行為をする場合に、救急車が3名で出動、または4名で出動、そのときに特定行為の補助員として救急隊員が関わるわけですが、その補助員の手当について検討されたかお聞きしたいと思えます。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 先ほどの原田議員の質問にお答えさせていただきます。

救急救命士手当というのは、先ほどおっしゃった内容でございますし、また機関員手当についても現場まで機関員として運転していったということで手当のほうは支給されます。

現場で救命士が活動しても、あと1名、また2名という隊員が救急救命士の資格を所持していなければ、この手当は当たらないわけですが、その手当については昔、私ども旧の本部のときは出動手当というものがございました。しかし、出動手当については私ども消防職員が実施する当然の活動ということで、23年の発足当時に見直されたというところを解釈いたしましたので、このたびの特殊勤務手当の中には1名または2名というところの活動に関しては、当初から考えておりませんでした。

以上です。

○議長（浅田康子君） 原田議員。

○2番（原田久夫君） 今、消防長の答弁もありました。やはり、特定行為は救命士1人

ができるものではないと私は思います。やはり補助員、いわゆる救急隊員3名が特定行為をするにあたって協力しなければできないということでもありますので、今後、この救命処置に当たっては、他の隊員のものが必要なと私は思っております。

次に移ります。高所作業手当であるんですが、これは訓練においても支給されるのか。あくまでも災害だと思うんですけども、高所で訓練をされますね。そういう場合の訓練、それから潜水作業手当、これは潜水士として国家資格を持っておって、訓練で川、池等の潜水を行うと、この場合においても支給されるのか確認したいと思います。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 原則、現場活動において、こういった高所及び潜水の作業に従事した職員に支給するというので、当初から幹部会議の中でも話し合って決めておりますので、訓練等々では今のところ支給する予定はございません。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 原田議員。

○2番（原田久夫君） 分かりました。この手当については、また今後とも見直しが必要かなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（浅田康子君） ほか、ございませんか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） この特殊勤務手当なんですけども、私自身、これ午前中も議員協議会でも申し上げたのですが、もともとの基本給に入っておるものと私自身は思っておったんですけども、そうではないというようなことなんですよね。ですから出ることなんだろうと思うのですが、聞いておりますと公安職給料表を今現在適用されておると、そのほかに消防職給料表、そして市役所の職員等につきましては一般行政職の給料表が適用されておることなんですけども、それぞれあまり金額に大きな差はない。差がないのであれば、消防職員についてはこういう特殊勤務手当も必要なかなとは思いますが、その辺りの認識、管理者会等でも議論があったと思うんですけども、そういったところの議論、こういった議論が管理者会のほうでなされたか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅田康子君） 片山管理者。

○管理者（片山象三君） 基本的な議論というのは、議員さん方が午前中説明を受けられたと思います。その中での議論、その説明を受けて管理者会として結論を出しました。

詳細につきましては、消防長のほうから答弁をさせます。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 管理者会におきましては、私どものほうから平成23年の消防広域化協議会を受けまして、特殊勤務手当のほうが廃止された経緯、そして現状、兵庫県

下の消防本部におきまして、こういう状況で特殊勤務手当が支給されているというところ、そして消防職員委員会のほうから毎年のように意見が提出されているというところを御説明させていただきまして御理解をいただきまして、こういう条例の改正に至っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） このことにつきましては、消防職員委員会というのがありまして、消防職員委員会のほうへは職員のほうからそういう要望がこれまでも再三あったということも聞いておるんですが、その辺りの事情というのは管理者は御存じだったんでしょうか。その辺りのときの議論はなかったんでしょうか。

○議長（浅田康子君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時42分休憩

---

午後 1時43分開議

○議長（浅田康子君） 休憩前に戻りまして、会議を続行いたします。

東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 管理者会での経緯でございます。

今回、特殊勤務手当の要望というのは、正式に管理者会にお願いしたのは今年が初めてでございます。これまでの経過については、午前中の議員協議会でも申し上げたとおりでございます。その中で、管理者会の中でも当初のお約束、公安職給料表に切り替えた経緯、ここを整理しなさいというような御指示をいただきました。その中で、当然、午前中の資料にもありましたように、過去の消防本部で支給されていた手当、これはおおむね消防職員として出勤するのは当たり前、例えば現場に出たら、その職員全てに手当が当たっております。それは当然、消防職員として当たりまえなんだから基本給に含まれておるだろう、そういった解釈の中で当時廃止された、そういうふうに私どもは認識しております。

今回、お願いをさせていただいているのはそうではないんです。これは、新たな手当なんだというところをお願いをさせていただいて、管理者会でもそういった御理解をいただいたということでございます。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ちょっと僕、整理ができないんですけれども、給料表について基本給に含まれているのか、含まれていないのかというのを午前中からも聞いたんですけど、はっきりとは分からなかった。ただ、広域化の協議の中では基本給に含まれているという解釈で支給はしないことにしたわけですね。ところが、今になって出てきた。もちろん、これまでから職員の皆様方からはそういう要望があったということは聞いておりま

すが、これまでは消防長との協議の中でというのは、消防職員委員会の中で消防長のほう  
は現行どおりということで支給しないということで決まってきたわけですね。それ  
が、ここへ来て支給することになったわけなんですけども、その辺りで、これまでは特  
殊勤務手当は基本給に含まれているという解釈をしておったけど、それはそうではなかつ  
たんだ、ないんだということがはっきりと分かれば私どもも納得するんです。そこを管理  
者なり、管理者会のほうではどういう認識でいらっしゃるのかということが聞きたいんで  
すけど、それはどうですか。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 管理者会でも、当初の含まれるというところがかなり理解い  
ただくの時間に時間を要しました。公安職というのがございます。公安職の給料表を適用とい  
うことは国のほうで言う皇居の護衛官であったり、あと刑務官、あと警察官、安寧秩序に  
関わる職、当然、消防職員もそうですけども、そういった職に適した給料表というところ  
です。当然、警察官であっても国のそういった刑務官であっても、そういう特殊勤務手当  
というのはございます。給料表以外に手当の支給がございます。ただ、我々が広域化する  
段階でそのときの試算、それ以前は行政職給料表を適用されてました。今後、各市町、加  
西市、加東市、西脇多可、そういった職員の給与ベースをどう調整しようという中で、1  
つ国から勧めがある公安職というのを取ってバランスを取ろうという流れがございまし  
た。ただ、そのときの試算では公安職給料表にすることで、若干の給料が上がるというよ  
うな試算が出ておりましたが、事実そうではなかったということもございます。

ここで言うのは適しているのかどうか分かりませんが、平成23年広域発足後の年  
代ごと、例えば25歳、30歳、35歳、40歳、50歳、そういったところの給料を先  
日比較してみました。実際、広域化前の試算の中では公安職給料表を適用することによっ  
て給与ベースが上がる、そういう試算の中で、そしたらそこを抑えるのはどうするかとい  
うことで、当然消防職員として行くべき業務に対しての手当を廃止したと、それが基本給  
に含んでいるという解釈で廃止しようというところで、当初なくなった。ただ、事実  
そうではなかったというところで、消防長のほうからも説明があったと思うんですけれ  
ども、現給保障が7年間続いた。それが実際のところでございます。

ただ、当初の約束というのが大事なところで、そこを理解いただくというところで管理  
者会でも十分その辺りを理解していただいて、今回、議案として提出させていただいて  
いるということです。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。ほか、ございませんか。

それでは、質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第4号議案 北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○議長(浅田康子君) 起立全員であります。御着席ください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 第5号議案

#### 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長(浅田康子君) 日程第9、第5号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

友藤消防長。

○消防長(友藤豊造君) 第5号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして説明申し上げます。

令和4年度の予算は、車両配置計画に基づく高規格救急自動車を更新する経費、感染症に対する感染防止用資機材の整備経費、女性消防職員用の施設環境整備経費及び事務用パソコンの更新経費等を計上しております。

それでは、予算書により説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億9,539万1,000円と定めます。

第2条債務負担行為ですが、4ページの第2表を御覧ください。

期間は令和5年度とし、限度額は7,024万8,000円といたします。

続けて、第3条地方債ですが、同じく4ページの第3表を御覧ください。

地方債の借入限度額は、3,390万円といたしております。

1ページにお戻りください。

第4条一時借入金の最高額は、3,000万円と定めます。

それでは予算説明書に基づきまして、昨年度予算と比較しての増減を説明いたします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

まず、減額いたしましたのが、第1款分担金及び負担金の7,794万8,000円及び第10款組合債の3,120万円でございます。

増額いたしましたのが、第2款使用料及び手数料の84万円、第5款財産収入の54万円、第9款諸収入の47万1,000円でございます。

第7款繰入金は、基金積立金から290万4,000円を繰り入れ、第8款繰越金は同

額でございます。

次に、6ページを御覧ください。歳出でございます。

まず、減額いたしましたのが、第3款消防費の2,022万5,000円及び第4款公債費の8,603万4,000円でございます。

増額いたしましたのが、第2款総務費の186万6,000円でございます。

第1款議会費及び第5款予備費につきましては、令和3年度と同額になっております。

なお、参考資料といたしまして、20ページ以降に給与費明細書・債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第5号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） それでは、予算書の歳入についてお聞きをいたしたいと思っております。

分担金及び負担金23億3,785万5,000円についてでございます。前年度予算と今年度予算を比較しますと、先ほど御説明がありましたように7,794万8,000円の負担金の減額となっておりますが、その主たる理由は今日のお話にもありましたが、増減の理由について詳細にお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 増減の理由につきましては、事業の持ち方ということでございます。詳しくは、例えば車両の更新、前年度でしたら2台ありましたが、今年度は救急車両が1台、これが3,000万の減。当然、そこの必要経費が減りますので、その分7,000万というのは負担金の総額で減っている。ただ、市町のそれぞれの負担ということになりますと、また別の経費になろうかと思っております。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 協議会でも同じ質問をしておりますので、了解をしました。

それと、もう1点。ごめんなさい。3市1町の負担金なんですけども、協議会でもこれ前年度と新年度予算額を比較して、各市町のこの負担金は具体的に幾らの増減になるのかということをお聞きをいたしました。しかしながら、答弁では比較する基準などが違うので答えられないということで、また補正予算書を見てくださいということでもあったのですが、これはどう計算したらいいのか、決算額ベースから試算するとよいのか。1月31日の神戸新聞の報道によりますと、加東市が21年度当初予算では2,370万円の増ということで具体的にこういった計算がされておるのですが、その点についても各市町の比

較増減についてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 基本的には決算ベースでの比較が最も適切かというふうに思っています。私ちょっと今日、新聞の記事は持ち合わせていないのですけれども、前回、神戸新聞さんの記事の中では予算ベースで2,000と、先ほど丸岡議員が言われました2,370万円加東市が負担増になっているというようなそういった記載がありました。ただ、あれは当初予算に対して令和2年の国勢調査人口による負担割合をかけたら2,370万円ということで、実際の負担増とは若干異なる数字かというふうに理解しております。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほど答弁いただいたように、令和2年度の国調の結果を踏まえて、この各市町に負担金の額、大きく変わってきているわけなんです。これら、そういうことを含めて議会から負担金割合については問題提起がなされてきまして、また前回の議会の管理者の答弁でもありましたように、管理者会でもこの4つの案を基に協議されましたが、最終的には現状のままで行くということで私は理解をしたのですが、1月31日の神戸新聞の報道によりますと、北はりま消防組合の運営費負担で不公平感、加東市は見直しを求める、脱退への視野というような衝撃的な記事も出たわけなんです。この管理者会でまとまっていない、合意が取れてない、今までの今回の負担金の予算が計上されているのかどうか。当然、まとまったということで予算が計上されていると思うのですが、その点を確認をさせてください。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 今年度予算に関しましては、現行規約の見直しは行われておりません。その規約に従って負担割合を算出させていただいて、4年度の予算計上をさせていただいているということでございます。

○議長（浅田康子君） ほかの方は、質疑よろしいでしょうか。

原田議員。

○2番（原田久夫君） 先にちょっと議長にお断りしておきたいと思えます。

3款消防費の関係で、再任用職員の人件費に関連して、今後問題になる再任用職員と定年延長職員の関係についてお聞きをしたいのですが、よろしいでしょうか。許可願えますか。

○議長（浅田康子君） はい。どうぞ。

○2番（原田久夫君） 許可いただきましたので、質疑に入らせていただきます。

一般会計予算第3款の消防費、15ページ、22ページの会計年度任用職員以外の職員表の再任用職員人件費についてお聞きいたします。令和4年度再任用職員等、職員数、配置状況、給与額、これは他市との比較にしてどのぐらいの内容なのか。あわせて、今後、令和5年度からの再任用職員の見込みについてお聞きします。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 御質問の内容をお答えさせていただきます。

令和4年度の再任用職員数についてでございます。令和4年度に再任用を予定する職員数は、11名でございます。内訳としましては、再任用3年目の職員が3名、2年目が3名、新たに再任用を希望される職員が5名でございます。

それと配置状況につきましてですが、令和4年度については現時点では確定はしておりませんので、令和3年度の配置状況について報告させていただきます。令和3年度は、3名の職員を指令センターに隔日勤務で配属しております。また、毎日勤務で消防本部企画財政課に1名、加西消防署、加東消防署にそれぞれ1名を配属しております。

それと、5年度以降の見込みでございます。これはまだ、あくまでも見込みでございます。本人の希望によって数値は変わってきますが、単純に定年を迎えられる職員を挙げていきますと、令和5年度が18名の再任用がございます。その後、定年延長を迎えますので、次第に再任用が減少してまいります。令和6年度が13名、令和7年度が10名、令和8年度が10名、そういった形の推移がございます。

それと給料額でございます。再任用の給料額についてですが、再任用職員の職務は災害に出動する隊の分隊長として従事できる消防士長の階級と職務に充てております。これによりまして、給料表3級に該当する職務のうち、再任用職員の項を適用し月額給料を支給しております。ただし、組合では短時間勤務の職員任用としておりますので、勤務時間に相応する5分の4を基準額に乗じた額が月額給料として支給されております。

また、構成市町の状況との比較ですが、基準となる職務の持ち方、勤務時間にそれぞれ違いがございますので一律の比較はできませんが、現在組合で再任用している職員は、現職時は管理職の立場にありましたので、その辺りで比較すると構成市町の状況とは大きな差異はございません。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 原田議員。

○2番（原田久夫君） 丁寧にありがとうございました。

続いて、再任用職員と定年延長職員についてお聞きしたいと思います。

現行の60定年が、令和5年度から令和13年度まで段階的引き上げになると聞いております。そこで、消防職員の段階的な定年延長職員及び役職定年の定年制導入による対象職員の配置、職責についての現在の考え方で結構ですので、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（浅田康子君） 原田議員、これ令和5年度からの見込みの話、質問になると思うのですが。

答弁よろしいでしょうか。消防部長。

東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 60歳定年の引き上げについての対応ということでもあります。

先ほど議長がおっしゃったとおり、5年度からの内容ですので、まだまだ計画という段階でお聞きしたいと思います。

令和13年度末までに段階的に定年年齢の引き上げがされます。この期間における年度末の定年退職者は、隔年となります。これにより、令和6年度末に2名、令和8年度末に5名、令和10年度末に2名、令和12年度末に8名が定年退職となる想定でございます。

次に、再任用職員を除く定年延長後の高齢期に当たる職員の配置及び職責についてですが、地方公務員法では国の制度との均衡が原則とされていることから、国家公務員制度と同様に管理監督者の上限年齢は60歳までとなります。

また、該当職員の役職定年後の職責については、人事運営上の事情を考慮した上で決定されることとなりますが、この制度は組織の新陳代謝を確保した上で公務の能率的な運用を図ろうとするものであることから、管理職以外の最上位の職に充てることになると考えております。

当組合においては、消防司令長以上が管理職手当の支給を受ける対象となりますので、役職定年後は消防司令の階級で職務に就くことになると考えております。

以上です。

○議長（浅田康子君） 原田議員。

○2番（原田久夫君） それでは、最後2点に絞ってお聞きしたいと思います。

先の話で申し訳ないんですけども、今後、消防組合、消防職員の活動、特に災害について非常に今後も苦慮されると思います。そこで定年延長が進みますと、災害現場の職員の高齢化というふうになります。それに対して、現場対応が非常に難しいと思います。

それについての考えと、もう1点。こういう先の話で申し訳ないんですが、今後、職員配置、条例定数等の考えも出てこようかと思いますが、その件について分かりましたら答弁願いたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） まず、定年延長後の現場対応への影響というところについてですが、当然個人差がございます。個人差がありますが、高齢期職員を消防、救急隊員として現場活動に従事させる場合、やはり加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に影響を及ぼすことも考えられます。また、隊の活動にも制約が生じることも懸念はしております。それらを踏まえて、我々消防は一般の行政職とは異なる役割を担う中で、定年が延長されても住民の期待に応える組織運用ができるのかは大きな課題と捉えております。

また、65歳まで定年が延長される移行期間においては、組織の新陳代謝が低下することも大きな課題と捉える中で、まずは現状の組織においてどこまで対応できるのか、何ができるのかをしっかりと検討した上で、条例定数の在り方についても触れて組合に理解を

求めてまいりたいと考えております。差し迫ってはおりますけれども、組織として課題に対する検討段階であるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅田康子君） ほかの方、ございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） それでは、給与体系についてお尋ねいたします。給与体系と言いましても、実際、雇用延長になっているわけですが、実際の新規の採用の職員については、私どれぐらい毎年採用されているのか存じてないのが実情でございますけれども、一定程度定員が職員数が増加することもやむなしと思うわけですが、今後の職員の採用についてはどういった考えかお聞きします。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 条例定数に基づく採用が原則でございます。当然、私どもの組合においては退職者の補充、そういった考え方でやっています。ただ、先ほど申しましたように、高齢期を迎えたときにそれでうまく組織が運用できるのかというのは今、大きな課題として捉えているということでございます。

○議長（浅田康子君） 藤本議員。

○4番（藤本一昭君） 職員定数の上限が決められているというのは承知はしておりますが、それによって5年間、職員数の維持をするということは若い職員の方々の就職もするべきやと思うんですが、その辺の兼ね合いはいささか定員増となって出費は増えるかもしれませんが、今後の全体的な職員数の年齢構成を考えると、やっぱり必要程度は採用されるのが必要と思うのですが、その辺の具体的に今年とか去年の採用実績も分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（浅田康子君） 東田消防部長。

○消防部長（東田幸策君） 令和3年度の採用実績でございますが、8名の職員を新規採用しております。令和4年度に向けては7名を採用予定としております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（浅田康子君） よろしいでしょうか。

ほか、ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論ありますか。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 反対の理由は、それは補正予算のときに反対したとおりでございます。負担金の見直しについて主張してまいりましたが、実際聞き入れていただけなかった。答弁もまともな答弁が返ってこないというところでございます。

見直しについての一縷の望みを持っておりましたが、それも断たれてしまった。そうい

う状況での負担金が盛り込まれている以上、賛成するわけにはいきません。人口が増えるだけで負担金がどんどんどんどん増えていく。ほかの2市1町は減っていく。加東市だけが負担金が増えていく。負担金が増えるのだから、資機材であったり人員が増えるのであればまだ辛抱はできますが、そのことについても前回の定例会一般質問で友藤消防長は、そういう人口の増、これに伴う資機材の配置や人員増、そういったものは考えていない。現状が適材適所、適正人員、車両に人員を適正配置をしておると、こういうふうには言い切られました。したがって、そういう状況の中で従来のままの負担金の在り方による積算、これについては反対するしかございません。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 賛成討論はございませんか。

東野議員。

○1番（東野敏弘君） 本予算に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は今回、初めて北はりま消防組合議員になりました。まだまだ十分理解をしているという状態ではありません。ただし、北はりま消防組合がこの3市1町の市民の皆さんの生命・財産を守るために大変大きな役割を果たしている。このことは、皆様方も十分承知をされていると思いますし、消防職員がそのために先頭に立って頑張ってくれています。当初予算というのは、消防職員の給料を含め、この地域の安全を守っていく、そのための基幹となる役割を果たします。この予算が、否決されたらどうなるのでしょうか。そんなことをぜひ、私は考えていただきたいというふうに思います。

大畑議員が言われる、これまでにいろんなことがあったんだろうという形では思う。そういう意味では、私たち議会議員としてもこの負担の在り方を含めて勉強会も含めて、ぜひやっていきたいというふうに思いますし、管理者の皆様方もぜひ腹を割ってお話をいただき、せつかく10年間かけて築き上げた大切な組織だ、この思いで私は議論をしていただきたいなというふうに思います。

本予算が3市1町の市民の皆さんの財産と、そして健康・安全を守っていく、そういうふうな予算であること、そのためにぜひ御成立を願って賛成討論とさせていただきます。

○議長（浅田康子君） 反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、第5号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立を願います。

（起立多数）

○議長（浅田康子君） 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 一般質問

○議長（浅田康子君） 次に、日程第10 一般質問を行います。

7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは7番、大畑が質問をさせていただきます。

今回は、職員の人員は適正に配置されているかということについてお尋ねをさせていただきたい、そのように思います。

これにつきましては、先ほども申しました、昨年10月の定例会における一般質問で、友藤消防長のほうからは拠点数や限られた人員を勘案して車両及び人員を適正に配置しておると、こういうふうな答弁でございましたので、私はそのとおりのかなというふうに思っておりました。ところが、私は組合の議員選出の監査委員をやっておりますので定期監査をしたところ、西脇消防署の多可出張所のほうから懸案事項または問題事項の進捗状況というようなこういうものが出されてくるわけなんですけども、その中で項目として救急救助体制について、要は多可3出張所による検討委員会のメリット・デメリット及び新体制に伴う諸問題を検討していると。今後の対応等ということで、検討委員会に抽出した諸問題について解決策を考え早期に新体制を確立していくという、こういうことがあって、これは一体何なんですかということをお聞きすると、要は今3つの出張所、10人体制で24時間を回して、12時間、12時間の勤務で回しておるとということなんですけれども、それにはやっぱり、どうも話を聞いてみたら無理があると、無理があつて、私これを補勤というふうに捉えておったんですが、話を聞いておられますと応援出動だというふうなことだったりしたんですが、要はその今の体制がしっかりと本当に適正配置といえるか、その部分について大きな疑念が出てきたわけなんです。

まず補勤という言葉の説明の中で度々使われてきておるんです。これまでの議案審議や一般質問の中で。その補勤の内容についてお尋ねしたいと思います。

どの署からどの出張所へ行かれておるのか。そのような内容、そういったところをまずお聞きしたいと思います。そしてまた、補勤が必要なケース、どのような事案か、その頻度はどの程度なのか、それをまずお聞きしたいと思います。

先ほど申しました、応援出動のことについても触れていただければありがたいなと思います。まず、そのことをお聞きいたします。

○議長（浅田康子君） 菅野西脇消防署長。

まず、1つ目の答弁からでよろしいでしょうか。どの署からどの署へという答弁をお願いいたします。

○西脇消防署長（菅野敏行君） どの署からどの署へということですが、同じ所属の消防署と出張所間で補勤体制をとっております。

○議長（浅田康子君） 続いて、補勤が必要なケースの答弁をお願いいたします。

○西脇消防署長（菅野敏行君） 補勤が必要なケースはどのような事案かということですが

が、各署所の定められた警防人員の最低数に不足が生じた場合であります。この最低数が不足するケースですが、休暇の取得をはじめ出張や各種研修、職員研修などによるものです。なお、最近では当組合内でも新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者等に該当することにより、災害休暇を取得させることがございます。これについても、補勤による対応により業務継続を図っております。

頻度についてですが、各署所により一律ではございません。令和2年度の実績を申し上げますと、西脇署では138回、2.6日に1回、加西署では75回、4.8日に1回、加東消防署では85回、4.3日に1回の状況でございます。

応援出動ですけれども、応援出動といいますのは、仮に1つの署所に全ての救急車、消防車が災害出動で空になった場合に、そこへ違う署所から応援に行つて、消防車または救急車で補勤の移動待機をするということでもあります。

それと1つ付け足します。特に多可出張所においては、消防自動車の積載品の中に救助関係の資機材を積んでおります。そういう状況のために、救助事案がありましたら、その消防自動車が出動して救助事案に対応することも可能であります。そういうことがありましてPA出動、ポンプ車と救急車が出動するということもございます。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 今の口頭弁論の中で、例えば多可がふだんだったら4人しかいてないですね。多可の各出張所は、4人が出てしまった場合にも、移動待機というような形で西脇署のほうから行って詰めておられるというようなケースもあるということでしょうか。

○議長（浅田康子君） 菅野西脇消防署長。

○西脇消防署長（菅野敏行君） 西脇署のほうからは、出張所のほうへは移動することにはございません。出張所から西脇署のほうに、移動して待機をすることはございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 参考に、今日お配りいただいたこの資料、出動状況火災救急救助の概要という、この次のところに署所別管轄外出動件数というのがありまして、例えば西脇署から加東市に向かって出動されておるのが総計102回とここにあるんです。そういう状態のことは、応援出動という形になるんでしょうか。

○議長（浅田康子君） 菅野西脇消防署長。

○西脇消防署長（菅野敏行君） 先日も東条のほうで火事がありました。そのときには、加東署そして東条出張所のほうが空になりましたので、西脇署のほうから救急出動2件出動しております。そういう場合には、移動待機または応援出動という形で出動しております。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 今日、これ資料をもらった分で私の一般質問と関連するので聞くんですけど、この西脇消防署から加東市のほうへは102回ですよ。ほかのところと比べて、非常に加東市への西脇消防署から出ていっておられる件数というのは多いように思うんですが、どんなふうに認識されているか、感じられているかお聞かせ願えませんか。

○議長（浅田康子君） 菅野西脇消防署長。

○西脇消防署長（菅野敏行君） それは、北はりま消防のスケールメリットの最大の利点と考えております。応援で他の署所へ移動待機または応援出動するというのが、このメリットを生かした活動であると考えております。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは、2つ目に移るんですけども、加西市の2つの出張所、それから多可の3つの出張所、これが今現在10人ずつの配置になっておるかと思うんですけども、この配置で24時間体制されておりますが、そもそも10人で24時間救急業務を回していくということ自体に、私自身は無理があるんじゃないかなと思うのですが、その辺りいかがなんでしょうか。

もちろん、その10人体制、補勤ありきの人員配置ということになっておると思うんです。もちろん必要なときだけ、先ほど申し上げたような出張だとか研修だとか、それで人が不足する、そういうときだけ補勤に署から出張所のほうに回っていく、そういうことは限られた人員で効果を上げるには必要かとは思いますが、その辺はどういうふうに思っておられるのかな。

もともと広域化前、広域化前は加西署には46人いらっしゃったんですよ。10人10人の配置だったと。もちろん加東消防署には46人いて、東条に13人。13人は変わらないんですけど、加東署自体は今、47人だったところが31人になっている。加西も46人だったところが31人になっている。本部とか指令センターのほうに出てるから、これだけ減ってきているわけですよ。もともとは加西だったら46人もいらっしゃったから、ここから補勤に出張所まで出ていくことは十分、人数の融通がしやすかったのではないかなと思うんですけども、それが今現在31人になってしまっている。そこから出張所のほうへ補勤に出ていく。このことも、加西消防署としてはしんどいのではないかな。あるいは加東消防署ではしんどいのではないかなと思うのですが、その辺りのことについては、どんなふうに認識されているかお聞かせください。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 聞き取りをさせていただいたときの、まず加西市は17名を本部に送っているとの内容での多可3出張所、また加西に10人体制の24時間体制の勤務には無理があるのではないかという御質問に対して、私のほうから答弁させていただいた後の関係についてはまた西脇署長のほうからさせていただきますので。

まず、救急車を運用するには最低3名の職員が必要でございます。多可町内の出張所に

限らず各出張所で24時間運用するためには、週休日等を割り振る中で片番5名、合わせて10名の職員が最低限必要となります。このような最低人員の持ち方の中で、10名の配置が消防体制として適正な人員配置であるのかとの御質問に対しましては、研修、出張、休暇取得や病気・ケガ等による欠員への対応も必要となりますが、組織に与えられた人員には限りがございますので、その人員を最大限に効果的に配置し運用していくことも、組織として対応すべきところと捉えております。

救急出動に関しましては、最低3名の職員が必要ですが、救命率向上に対する救急救命士の特定行為の処置拡大、疾病やけがの重篤化、搬送先医療機関の確保が難しい状況であることを踏まえ、心肺停止事案や重症事案には4名の職員を必要とすることもございます。このような救急事案に対しましては、あらかじめ近隣署所からの応援出動体制を整え、1救急事案に対して2隊が出動するなどの対応をしております。また、現場の隊員もこのような事案に対し、少人数でも効率のよい現場活動ができるよう、日々研さんに努めております。

火災出動に関しましては、最低人員が3名の出張所では消防車も3名乗車で対応しておりますが、火災対応に対しては近隣署所からの出動体制も整備しており、建物火災では消防車が3隊出動する応援体制を整えております。先着する出張所隊は3名で初期活動を行います。人命救助を最優先に活動し、水利や放水体制の確保、延焼防止等に配慮をしながらの活動となる中、創意工夫し、後着隊と協力して火災等の対応をしているところでございます。そのために定期的に、署所合同での研修会や訓練を開催するなど、署所間の情報共有と連携強化に努め、また隊員個々も自己研さんに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 消防の体制については、あるいは救急救命活動については、災害対応についてはそういうふうにしっかりやられているということについては、まず感謝を申し上げておきたいと思っております。職員の中から、そういう少ない部署、出張所に配置された職員からの不満とかというのはないんでしょうか。特に、体調が悪かったり御家族のことで休暇を取りたいと思っても、出張所10人体制の中では休暇も取りづらい、そういう状況が発生しているのではないかなというふうに思ったりするんですけど、年次休暇の取得状況、消防署に配置されている、人数の多いところに配置されている職員さんと、出張所、限られた10人というようにところに配置されている職員さんとで、大きな差異とかはないんでしょうか。休暇取得しておる日数等について。

○議長（浅田康子君） 菅野西脇消防署長。

○西脇消防署長（菅野敏行君） 出張所に配置された職員からの不満はないのかということですが、消防署と出張所の勤務形態は同様の24時間体制としておりますが、業務量や災害への出動件数の違いがあり、執務環境には差異がございます。そのため、職員

によりましては、個人の資質向上のために出張所よりも消防署での勤務を希望するといった意見を聞くことはございます。

次に、年次休暇の取得状況に署配置職員と出張所の職員とに大きな差異はないかということですが、消防署職員と出張所職員との年次休暇取得状況に大きな差異はございません。全署所に当てはまることですが、年次休暇取得に伴い警防人員が不足する場合は、各消防署所の間で補勤する体制を整えておりますので、業務に支障がない限り取得できる状況を整えております。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 次の項目に移らせていただきます。

これまでからもお話があった分ですが、本部指揮隊というのがあるんですね。それについて、以前に原田議員さんも質問されておるわけでございますが、例えば加西の現場に本部から出動するとしたら30分かかると、本部指揮隊ではなく署所指揮隊にすべきではと聞いたことがございました。

そこで、改めてお聞きしたいのは、本部指揮隊の出動状況、頻度、どのような事案での出動があるのか、その辺り具体的に例示をいただきながら御説明をいただきたいなというふうに思います。また、効果とか成果について、どのように認識されているか。本部指揮隊があることについての効果・成果、こういったものもお聞きしたいと思います。

これは、テレビの見過ぎだというふうに言われるかも分かりませんが、警察関係なんかでしたら、例えば所轄の警察の署員ですとか刑事が現場に先に行って活動しておると、捜査活動をしておると、そこへ本部あるいは東京だったら警視庁のほうから出てきて、今からは私どもが指揮を執りますよというように割り込んできたりする。アメリカだったら、市警察がやっているところへFBIが来て、おまえら向こうへ行っとれみたいな形で割り込んでくると、そういったようなことは本部指揮隊と各消防署との間には、そういったことはないのか、そこら辺はスムーズに役割分担、そういったものがなされておるのか。現着するのは、各消防署のほうの方が早いはずなんです、本部から行くより。その辺りで、そごと申しますかは発生していないのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（浅田康子君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） まず初めに、本部指揮隊はどのような事案に出動しているかとの御質問にお答えさせていただきます。

本部指揮隊の出動につきましては、3隊以上が活動する事案に出動するものと定めております。また、3隊未満の事案でも現場最高指揮者から要請があった場合や、本部指揮隊自ら出動が必要と判断した場合に出動しており、令和3年の出動件数は64件で、主な出動種別は火災出動が23件、救助出動が33件となっております。

なお、火災出動では建物火災に17件、林野火災に3件、その他の火災に3件出動して

おります。救助出動では主な事故種別では、交通事故が21件、山岳事故が5件、水難事故が3件となっております。市町別では、西脇市に13件、加西市に21件、加東市に18件、多可町に12件出動しております。

次に、本部指揮隊の効果・成果について、どのように認識しているのかということに対しましては、本部指揮隊は警防部長及び本部警防課の隔日勤務職員6名で編成しており、常時、北はりま消防組合管内のあらゆる災害に出動することが可能な体制としております。また、このことにより広域化によるスケールメリットを生かし、効率的な運用をしております。災害現場では、指揮隊による各種情報の収集や部隊を効果的に活動させるための統括を行っており、特に各部隊の活動状況の把握による安全管理の徹底は、活動隊員の事故防止に効果を上げております。

さらに、本部指揮隊の活動は、消防団や警察などの関係機関にも認識され、各種情報の共有や調整などが円滑に行えていることから、各種災害に対する関係機関との連携強化にも成果を上げているところです。

最後に各署との連携ですが、大畑議員がおっしゃるとおり、現場には最先着は各署が到着いたします。まず初めに、指揮を執るのは現場最高指揮者が指揮を執るわけなのですが、どうしても現場最高指揮者は小隊長か分隊長、車両に乗っていきますのでなかなか指揮を執るのに1人でいろいろな情報収集、またそれに対して指揮命令をかけるということがしんどくなってきます。

それに対しまして、本部指揮隊が後着ですけれども、ある程度の現場到着した指揮者がある程度の指揮を執り、それをまた受け継ぐ形でさらなる指揮を加えていくという形で、本部指揮隊と各署の活動隊との連携を図っております。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） もう一つ、お聞きしたいのは、本部職員の災害出動状況なんですけども、これも以前の原田議員さんの質問で当時の消防長のほうは、「現在、副課長級以下の職員はいつでも災害出動ができるように作業服で業務を行っていますよ。」、こういう答弁があったんですけども、本部職員の災害出動状況の頻度、どのような事案があるのか、あるいは具体的な事例、こういったことも例示していただきたいなというふうに思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（浅田康子君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 本部職員の中で災害出動を行っているのは、毎日勤務者では警防部長1名、隔日勤務者では総務課の2名、企画財政課の2名、警防課の6名、救急課の1名でございます。警防部長と警防課の6名につきましては、先ほど答弁させていただきました本部指揮隊として、北はりま消防組合管内の各種災害に出動しております。残る総務課の2名と企画財政課の2名、救急課の1名の計5名につきましては、西脇消防署

の業務を兼務しており、西脇消防署が対応する各種災害に出動しております。

なお、総務課、企画財政課、予防課及び救急課の毎日勤務者、そして指令センターの要員につきましては、基本的には大規模災害以外は出動していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そしたら確認なんですけども、本部職員で出ているのは警防課の本部指揮隊の方々、それと西脇消防署の方で本部業務を兼務されている方々というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浅田康子君） 和久井警防部長。

○警防部長（和久井正人君） 先ほど大畑議員がおっしゃったとおり、そのとおりです。

隔日勤務者は、西脇消防署の業務を兼務しておりますので、隔日勤務者は西脇消防署の災害事案に出動しております。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 最後に、この出張所の在り方につきましてお尋ねしたいと思います。出張所の在り方、先ほどとか一番当初にも申しましたように、定期監査のほうではこういう課題がありますということで、多可出張所のほうから出てきておるわけですよ。そういったことに対応するために、そしたらどうするのかということが問題になってこようかと思えます。

これを、早急に協議なり検討を進めていただかないといけないと思うのですが、この208名という定員の中で、限られた定員ですね、これ条例で決められておりますから、これは私は簡単に増やすということはできないと思うんですよ。当初は203でしたか、205でしたか、そこぐらいまで減らそうと言っていたものを、今208にしておる。さらに、再任用であったりとかで208名以内にしておるということで、そういう中でこう言っているわけですよ。

ですから、もともとその208名自体に無理があったのか、あるいはこういうふうな全ての署所で24時間体制をとったことが、そもそも無理であったのではないかな。こんなふうにも思えてくるわけなんですよ。

思いますのは、多可町3拠点のうち1拠点、これをどこか24時間体制を諦めたらどうなんだろう、そういうふうにしますと、例えば10人配置をしておるところを5人で、昼間だけでも8時間こういうことにしますと、その5人が浮いてくるわけでしょ。結局は。だから、それをほかの多可町の出張所に行くとか、西脇署に行くとか、あるいは加東署に行くとか、いろんなことが考えられるのではないのでしょうか。

そもそも、全てのところで24時間をするのが、本当にいいことだと思うんですよ。いいことだと思うんですけども実際には無理があるのではないかな、そんなふうだと思うんで

す。もともと以前は、加美駐在所、今の多可北です。それから八千代駐在所、多可南ですよ。それから西脇北、これもそれぞれ1人ずつしかいなかったというふうに思うんです。その資料をいただいているんですけども、そういった中で今は、その部分が非常に充実されておると、そもそもそういった中で定数を増やさずに限られた中で、全部を24時間体制すること自体がもともと無理があるのではないかな、そんなふうに思うのですが、その辺りはどうでしょうか。お考えを聞かせていただきたいなど。

多可のほうからは、こういうところで課題があるんですということが出てきておるわけですから、それに対してどんなふうにその課題を解決しようかとされておるのか。それも含めてお聞かせください。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 現在の10拠点、24時間体制による組織運用に関しましては、幹事会、管理者会等で十分な検討を重ねた上で組合としての方針が決定されております。その方針に基づき、加東消防署及び東条出張所をはじめ、西脇消防署、西脇北出張所、さらには多可3出張所の新築または増改築工事を進め、昨年11月には組合における拠点整備の一旦の区切りとなる多可出張所の新築工事も完了し、新たな拠点での運用を開始しております。このような状況において、組合としての方針を改める考えは現在のところございません。

次に、人員配置についてですが、多可3出張所24時間体制で運用するに当たり、1出張所に最低3名の人員を確保する必要があるため、それぞれの出張所に10名の職員を配置しております。これにつきましても、24時間体制での拠点運用を基本とする中で必要な人員と捉えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それは分かるんですよ。分かるけど、現場からはこういう課題がありますよということで挙がってきているわけですよ。それに対してどうされるんですか、そしたら。それをお聞かせくださいな。今の状態のままでは、いいことはないんですよ、これ。こうやって課題が挙がってきておるといことは、そうじゃないんですか。

今、消防長が言われたように、これがこれでいいんだということであつたら、課題を挙げてくる必要はないじゃないですか。だから、この挙がってきているこれをどう対応されるのですかということをお聞きしたいんです。どうでしょう。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） その内容につきましては、先ほど菅野西脇署長からのほうからも答弁をさせていただきましたけれども、要は多可3出張所に関しまして、多可出張所におきましては消防車両のほうに救助資機材を積載しております。これをうまく活用するため一応、人員が多可北また多可南のほうで最低人員が3名でございますので、人員に

余裕がある場合、その1名を多可出張所のほうに配置転換いたしまして、その多可出張所の3名と合わせまして4名で救助出動また救急の特命出動等に対応できるように、そういった人員の移動という形を取らせていただいて、今のところ試行という形をやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そしたら、それで今やっておられて、現場のほうでは、それでいいよと、無理はない、出動の体制として無理はないという、そういうふうな理解でいいのでしょうか。

そしたら、これ今度この課題はもうなくなってくるということでもいいんですかね。それで解決するということですか。

○議長（浅田康子君） 友藤消防長。

○消防長（友藤豊造君） 現在のところ、結果的などころは私のほうも承知していないところでございます。しかし、そのような対応で多可3出張所管内でお互いに補完し合える体制ということで、それが功を奏すことになればそのような体制で今後もやっていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） これで終わります。10人体制のところを特に勤務に無理がないように、無理があれば事故も起こる可能性がございますので、その辺りは十分注意して必要であれば体制も考えていただきたい、このように思います。

それだけ言って、一般質問を終わります。

○議長（浅田康子君） これで7番、大畑一千代議員の一般質問を終わります。

ここで、安田正義副管理者より発言の申出がありますので、これを許可します。

安田副管理者。

○副管理者（安田正義君） 加東市長の安田でございます。議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私、本年4月24日執行予定の加東市長選挙への立候補を断念する旨、昨年12月15日、第103回加東市議会定例会2日目一般質問にお答えを申し上げ、本年4月29日の任期満了をもって加東市長の職を終えることといたしました。

したがいまして、4月29日までの間、よほどのことがない限り、つまり臨時議会等がない限り北はりま消防組合議会の場で皆様方とお出合いすることはなく、今日が最後の機会ということになりました。

兵庫県の消防広域化計画に呼応して、北はりまにおける常備消防の統合協議の段階から関わり、平成23年4月この北はりま消防組合発足以来、平成29年度まで微力ながら管

理者を務めさせていただきました。統合協議段階を含め、スタート時の首長としては最後の1人となっておったところでございます。

当時、北はりま消防組合、播磨内陸医務事業組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、北播衛生事務組合の4組合の管理者を務めておりました。毎年2月のこの時期、各組合の定例議会そして加東市の行政推進等、日程的にハードであり精神的にも大きな負担となっておりましたが、慣例により本部機能、事務局機能の所在地であるが故と努めておりましたところ、西脇市から消防本部を西脇市に移し管理者を務めたいとの提案があり、私といたしましてはどうぞどうぞという思いでございました。長くなつてはいけません。この間、構成市町の人口減少が続く中、人口比率が大きく負担金に影響することから、負担割合の見直しを提案し5年、6年議論を重ねてまいりましたが、合意に至りませんでした。

ただ、加東市としましては、これでやむを得ないということではございません。先月25日の管理者会で脱退ということも選択肢とする旨、そして加東市は指令センターというのが最大の目的であったということもあり、指令センターのみの運営に関わる方法、3市1町で指令センターのみの運営組合にする方法、脱退するなら完全脱退するべきと言われるのか、また負担割合については異論はあるけれども、加東市として広域化のメリットはあるから現状のまま残る方法、負担割合について均等割・人口割だけに限らず別の要素を加える方法について、それぞれ条件を2月、3月中に示していただき、それを新市長に引継ぎをしたいと申し出たところでございます。管理者、消防本部職員にはお手数をおかけいたしますが、何とぞよろしく願い申し上げます。

新型コロナウイルスという厄介なもの、誰が感染してもおかしくない状況でございます。議員各位、消防職員、関係市町の皆様には、くれぐれも御自愛の上御活躍いただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（浅田康子君） 安田副管理者におかれましては、組合設立時から今日まで、大変お世話になりました。

平成23年4月から平成30年3月までは管理者を務められまして、消防広域化による初動体制の強化をはじめ、消防に関する行財政運営の効率化と基盤強化に情熱を持ってその職務に御精励され、消防組合の発展に全力を注がれてまいりましたことに対しまして、深く敬意を表するものでございます。

本当に御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これをもって、第42回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 御異議なしと認め、第42回北はりま消防組合議会定例会を閉会

といたします。

午後 2 時 5 7 分閉会

### 挨拶

○議長（浅田康子君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により滞りなく終了できましたことを、厚くお礼申し上げますとともに、ただいま閉会を宣言できたことは、新議長として誠に喜びに堪えません。

現在、兵庫県はまん延防止等重点措置の実施区域に指定されておりますが、管理者以下、執行者におかれましては感染予防対策について徹底をされ、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

また、議員各位におかれましても体調管理には十分ご留意され、ますます御健勝にて議会活動に御精進されますことを期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第 4 2 回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

本日、私どもから提案をさせていただいた案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定をいただきました。ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症に関しては感染力が非常に強いオミクロン株が猛威を振るっている状況ではございますが、職場内における感染防止対策の徹底により、消防・防災機能の維持に努め、今後も引き続き地域住民の皆様方に安全・安心を提供できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、昨年にはコロナ禍での夏季五輪が開催され、今月には夏季五輪同様、コロナ禍での冬季五輪が開催されております。既に日本人選手がメダルを獲得するなど、我々に勇気と元気を与えてくれる活躍をされております。閉会まで間もなくであります。日本人選手の引き続きの活躍を期待したいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますよう御祈念を申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

また、4月に退任されます安田副管理者におかれましては、長きにわたり消防組合発展に御尽力をいただきました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

また、管理者を引き継いだ後も強いお力添えをいただいたことに、深く感謝申し上げます。退任後におかれましては、お体に十分ご留意をされ、充実した毎日を送られますようにお祈りをいたしております。

今後とも消防組合のさらなる発展のため、御指導と御協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅田康子君） 管理者の挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 浅田 康子

北はりま消防組合議会副議長 原田 久夫

会議録署名議員 原田 久夫

会議録署名議員 石井 雅彦